

(証券コード：3390)

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目13番6号  
I N E S T 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 上 村 陽 介

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分（当社営業終了時刻）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2020年6月25日（木曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）   |
| 2. 場 所          | 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号<br>サンシャインシティ 文化会館ビル7階<br>7F会議室「701号室」<br>（末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第24期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第24期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 株式交換契約承認の件  |
| 第3号議案           | 取締役6名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査役2名選任の件   |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 同一の議案につき、議決権行使書用紙により重複して議決権行使を行った場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会は、インターネットによる議決権行使を採用していません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://inest-inc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎当社は、法令により提供すべき書面のうち次に掲げる事項について、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://inest-inc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・事業報告のうち会計監査人の状況
- ・事業報告のうち会社の体制および方針
- ・連結計算書類のうち連結注記表
- ・計算書類のうち個別注記表
- ・株主総会参考書類のうち「第2号議案 株式交換契約承認の件」に係る株式会社アイ・ステーションの最終事業年度の計算書類等

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

## (提供書面)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策を背景とし、緩やかな回復が続くと期待されておりました。一方、海外経済では、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響など、依然として懸念される状況が続いております。また、国内外経済の先行きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、極めて厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループを取り巻く事業環境では、電気通信事業法の改正、大手通信会社のスマートフォンの買い替えサイクルが長期化したことや、情報通信事業者による新サービスの提供開始、仮想移動体通信事業者(MVNO)や移動体通信事業者(MNO)のサブブランドによる格安スマートフォンサービスの普及、異業種からの新規参入等により競争環境がより厳しくなることが予想されます。

このような事業環境のもと、現在当社グループが取り組んでいる事業領域は成熟事業が主であるため、安定的な収益は期待できるものの、中長期に亘り業績を拡大するためには成長事業を柱とした事業領域の拡大が必要不可欠であると認識しております。そのため、前連結会計年度より中期的な収益源として、飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供する広告ソリューション事業を開始し、新規顧客の獲得による業績の拡大を見込んだ人員補強等の体制づくりを行い、積極的な提案活動を展開してまいりました。しかし、競合他社との競争環境が厳しさを増した中で、新規顧客の獲得が当初見込みよりも伸長せず、新規事業の先行赤字が想定以上に続くことが見込まれるため、適切な財務体質の確保及び収益性の改善に向けて事業方針を再検討してまいりました。

なお、当連結会計年度において、投資先の財政状態及び経営状態を検討した結果、当該投資先に対する売上債権について、貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に75百万円を計上し、投資有価証券及び未収利息について、貸倒引当金繰入額として営業外費用に189百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,967百万円となり、営業損失483百万円、経常損失649百万円、親会社株主に帰属する当期純損失698百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### イ. システム事業

システム事業セグメントは、店舗運営を行う法人事業者を対象に、スマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステムやセキュリティカメラの販売、商業施設内の店舗検索や店舗予約が可能な予約発券機及びデジタルサイネージ、お子様向けサービスをお得にご利用できる電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスを開発、販売しております。当該事業においては、利用者のニーズの多様化に応えるための機能追加・改修を行い、新たな業種・業界(多店舗展開の個別店等)を開拓してまいりましたが、目下の市場環境の中で、先行投資的な費用が想定以上に続くことが見込まれるため、適切な財務体質の確保及び収益性の改善にむけて事業再編を検討してまいりました。

なお、前述の通り投資先に対する売上債権について、貸倒引当金繰入額として販売費及び一般管理費に75百万円を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は840百万円、セグメント損失は310百万円となりました。

#### ロ. 直販事業

直販事業セグメントは、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売を行っております。

当連結会計年度においては、前述の通り市場環境の変化による競争環境がより厳しくなることが予想されております。このような状況から、従来より取り組んできた事業規模に見合ったコストの適正化を進め、新たなサービスの提供やサービス品質向上による差別化を図ることで、販売拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,368百万円、セグメント利益は136百万円となりました。

## ハ、広告ソリューション事業

広告ソリューション事業セグメントは、飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供しております。

当連結会計年度においては、既存顧客への新たなサービスの提供と、新規顧客の獲得による業績の拡大を見込んだ販売体制の強化に注力したことにより、人件費等の販売費及び一般管理費が増加いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は758百万円、セグメント損失は137百万円となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において予約システム事業に係るシステムの取得85百万円等を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

## (2) 財産および損益の状況

### ①企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                           | 第21期                          | 第22期                          | 第23期                          | 第24期                                       |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
|                               | (2016年4月1日から<br>2017年3月31日まで) | (2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (当連結会計年度)<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) |
| 売 上 高 (百万円)                   | —                             | 3,063                         | 3,607                         | 2,967                                      |
| 営 業 損 失 (△) (百万円)             | —                             | △325                          | △438                          | △483                                       |
| 経 常 損 失 (△) (百万円)             | —                             | △348                          | △435                          | △649                                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) (百万円) | —                             | △308                          | △433                          | △698                                       |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)            | —                             | △5.96                         | △7.89                         | △11.65                                     |
| 総 資 産 額 (百万円)                 | —                             | 1,849                         | 2,703                         | 1,578                                      |
| 純 資 産 額 (百万円)                 | —                             | 757                           | 823                           | 124                                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | —                             | 14.23                         | 13.73                         | 2.08                                       |

(注) 1. 1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 第21期は連結計算書類を作成しておりませんので、各数値を記載しておりません。

### ②当社の財産および損益の状況

| 区 分                                | 第21期                          | 第22期                          | 第23期                          | 第24期                                     |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
|                                    | (2016年4月1日から<br>2017年3月31日まで) | (2017年4月1日から<br>2018年3月31日まで) | (2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで) | (当事業年度)<br>(2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) |
| 売 上 高 (百万円)                        | 389                           | 352                           | 1,128                         | 1,381                                    |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)           | 88                            | △42                           | △95                           | 3                                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)         | 189                           | 5                             | △1,065                        | △284                                     |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円) | 3.90                          | 0.11                          | △19.38                        | △4.75                                    |
| 総 資 産 額 (百万円)                      | 702                           | 1,056                         | 1,850                         | 1,354                                    |
| 純 資 産 額 (百万円)                      | 568                           | 923                           | 358                           | 73                                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 11.70                         | 17.37                         | 5.98                          | 1.23                                     |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

### (3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。

また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

#### ① 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは中長期的に業績を拡大していくためには、直販事業から得られる営業利益や営業キャッシュ・フローを次なる収益の柱となる事業に積極的に投下していくことが適切であると考え、2017年3月期よりシステム事業において予約システム等のソリューションサービス、2019年3月期より広告ソリューション事業を開始いたしました。これらの新規の事業においては、競合他社に先駆けたソリューションサービスの開発・拡販に向け、先行投資的な費用が大きく発生するため、運転資金や自己資本の確保のために第三者割当増資にて資金調達を行い、更に積極的に資金を投下し、事業展開スピードを早めてまいりました。その結果、2019年3月期には営業損失438百万円、営業キャッシュ・フロー△527百万円を計上し、当連結会計年度において、営業損失483百万円、営業キャッシュ・フロー△637百万円を計上しており、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。しかしながら、当該事象を解消または改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (イ) システム事業における2社の子会社株式の譲渡及び広告ソリューション事業の終了

当社は、当社グループの経営状況を鑑み、連結子会社である株式会社E P A R K ライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの当社が保有する全株式を2020年5月1日に譲渡し、予約システム等のソリューションサービスの提供及び広告ソリューション事業を2020年4月30日に終了いたしました。

当社グループの経営資源や人材リソースを今後発展が見込まれる事業に集中させ、一方で事業の拡大を見込むことが難しい分野から撤退することで、今後の損益面に大きな改善を見込んでおります。

#### (ロ) M&Aによる新たな収益源の確保

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社アイ・ステーションとの間で、当社を株式交換完全親会社、株式会社アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換を実施することについて決議し、株式交換契約を締結いたしました。また当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社Patchの全株式を取得し子会社化することを決議し、株式譲渡契約を締結致しました。

当社グループにはない販売網や営業力と多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤と商品を有している会社を株式交換及び株式譲渡によって取得することにより、当社として自己資本を拡充することができ、収益機会の拡充や、人員の効率的な適材適所での活用といった点において、有効に作用するものと考えられます。また両社間で重複する業務の合理化を通じた効率的な経営管理体制を構築できることで、営業利益の黒字化を実現し、営業キャッシュ・フローをプラスに転換させることが狙えるものと考えております。このように当社グループとのシナジーが期待できる2社を取得し、より速やかに当社グループ全体の2021年3月期以降の業績を改善できることで、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

#### (ハ)コスト適正化

事業規模に見合った人員体制を維持するとともに、引き続き諸経費削減の取組みを徹底してまいります。

#### (ニ)資金調達

当面の運転資金は確保できておりますが、事業戦略上必要な資金を安定的に確保する必要があり、筆頭株主グループとも引き続き良好な関係を維持し、様々な方法をもって、適宜適切に資金を調達してまいります。

#### ② コーポレート・ガバナンスについて

当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス体制・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。

#### ③ 情報セキュリティについて

情報保護の重要性が近年ますます高まっていることに対応し、当社グループにおいて更なるセキュリティの強化を行ってまいります。



#### (4) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

| 事業          | 事業内容等                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| システム事業      | 飲食店事業者向けASPサービスの提供やスマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステムの販売、予約サービスの展開 |
| 直販事業        | 携帯電話や周辺機器、モバイルデータ通信端末等の販売                                   |
| 広告ソリューション事業 | 広告メディア等のソリューションサービスの販売                                      |

#### (5) 主要な事業所(2020年3月31日現在)

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 本社  | 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号 |
| 営業所 | 東京(池袋)            |

#### (6) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

|      |
|------|
| 従業員数 |
| 225名 |

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

##### ② 従業員の事業別の状況

| 事業          | 従業員数 |
|-------------|------|
| システム事業      | 65名  |
| 直販事業        | 28名  |
| 広告ソリューション事業 | 114名 |
| 管理部門        | 18名  |

##### ③ 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 146名 | 27名増      | 31.5歳 | 2年1か月  |

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名        | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|-------|----------|---------------|
| 日本企業開発支援株式会社 | 20百万円 | 100.00%  | 携帯電話の販売       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 137,049,600株
- (2) 発行済株式の総数 59,953,925株
- (3) 株主数 5,658名
- (4) 大株主

| 株 主 名              | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|--------------------|-------------|---------|
| 株式会社光通信            | 22,822,784株 | 38.07%  |
| S B I ノベーションファンド1号 | 6,756,756株  | 11.27%  |
| 株式会社S B I証券        | 1,338,500株  | 2.23%   |
| 金 哲                | 700,000株    | 1.17%   |
| 株式会社マイナビ           | 688,000株    | 1.15%   |
| 本橋 和文              | 653,700株    | 1.10%   |
| 柏温泉リゾート株式会社        | 500,000株    | 0.83%   |
| 株式会社エフティグループ       | 498,700株    | 0.83%   |
| 楽天証券株式会社           | 498,300株    | 0.83%   |
| I N E S T従業員持株会    | 494,000株    | 0.82%   |

(注) 持株比率は、自己株式(144株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(2020年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年12月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債500百万円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 新株予約権の数          | 10個                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 行使にかかる本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。 |
| 転換価額             | 当初 74円<br>(転換価額は一定の条件の下、調整される。)        |
| 新株予約権の行使期間       | 2018年12月26日から2023年12月25日まで             |
| 新株予約権付社債の残高      | 500百万円                                 |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 氏名   | 地位      | 担当および重要な兼職の状況 |
|------|---------|---------------|
| 上村陽介 | 代表取締役社長 |               |
| 片野良太 | 常務取締役   | 管理本部長         |
| 菊地央  | 取締役     |               |
| 平田英之 | 取締役     | 公認会計士         |
| 橋爪静夫 | 取締役     |               |
| 倉嶋喬  | 取締役     |               |
| 近藤武雄 | 常勤監査役   |               |
| 守屋浩二 | 監査役     |               |
| 川合宏一 | 監査役     | 税理士           |
| 竹中由重 | 監査役     | 弁護士           |

- (注) 1. 取締役平田英之氏、橋爪静夫氏および倉嶋喬氏は、社外取締役であります。
2. 取締役平田英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役近藤武雄氏、川合宏一氏および竹中由重氏は、社外監査役であります。
4. 監査役川合宏一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役平田英之氏、橋爪静夫氏および倉嶋喬氏ならびに監査役近藤武雄氏、川合宏一氏および竹中由重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度中に退任した取締役または監査役

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                      | 支給人員        | 報酬等の総額           |
|--------------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(3名)  | 10百万円<br>(3百万円)  |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4名<br>(3名)  | 6百万円<br>(6百万円)   |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 10名<br>(6名) | 17百万円<br>(10百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の第12期定時株主総会において年額300百万円以内、また、この内訳について、確定金額報酬として年額200百万円以内、ストック・オプションとして年額100百万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第9期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 該当事項はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況および発言状況                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 平 田 英 之 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。                |
| 取 締 役 橋 爪 静 夫 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。               |
| 取 締 役 倉 島 喬   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。               |
| 監 査 役 川 合 宏 一 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会11回のうち9回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。  |
| 監 査 役 竹 中 由 重 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会11回のうち10回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 近 藤 武 雄 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会11回のうち11回に出席し、社外での経験と知見から適宜発言を行っております。 |

- (注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額   | 科 目                   | 金 額   |
|----------|-------|-----------------------|-------|
| (資産の部)   |       | (負債の部)                |       |
| 流動資産     | 1,104 | 流動負債                  | 1,453 |
| 現金及び預金   | 563   | 買掛金                   | 88    |
| 売掛金      | 333   | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 500   |
| 商品       | 7     | 未払金                   | 276   |
| 未収入金     | 155   | 未払法人税等                | 3     |
| その他      | 44    | 前受金                   | 509   |
| 貸倒引当金    | △0    | 賞与引当金                 | 18    |
| 固定資産     | 473   | 役員賞与引当金               | 0     |
| 有形固定資産   | 2     | その他                   | 57    |
| 建物及び構築物  | 1     | 負債合計                  | 1,453 |
| その他      | 0     | (純資産の部)               |       |
| 無形固定資産   | 96    | 株主資本                  | 124   |
| ソフトウェア   | 94    | 資本金                   | 100   |
| その他      | 1     | 資本剰余金                 | 247   |
| 投資その他の資産 | 374   | 利益剰余金                 | △223  |
| 投資有価証券   | 426   | 自己株式                  | △0    |
| 繰延税金資産   | 16    |                       |       |
| 敷金及び保証金  | 118   |                       |       |
| 破産更生債権等  | 79    |                       |       |
| 貸倒引当金    | △266  | 純資産合計                 | 124   |
| 資産合計     | 1,578 | 負債・純資産合計              | 1,578 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額 |       |
|-------------------------------|-----|-------|
| 売 上 高                         |     | 2,967 |
| 売 上 原 価                       |     | 1,276 |
| 売 上 総 利 益                     |     | 1,691 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |     | 2,175 |
| 営 業 損 失                       |     | 483   |
| 営 業 外 収 益                     |     |       |
| 受 取 利 息                       | 7   |       |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 5   |       |
| 業 務 受 託 料                     | 18  |       |
| そ の 他                         | 4   | 35    |
| 営 業 外 費 用                     |     |       |
| 支 払 利 息                       | 10  |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 189 |       |
| そ の 他                         | 1   | 201   |
| 経 常 損 失                       |     | 649   |
| 特 別 損 失                       |     |       |
| 減 損 損 失                       | 43  |       |
| そ の 他                         | 1   | 44    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |     | 694   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 3   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 0   | 3     |
| 当 期 純 損 失                     |     | 698   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |     | 0     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |     | 698   |



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株主資本 |        |       |      |        | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|------|--------|-------|------|--------|---------|-------|
|                           | 資本金  | 資本剰余金  | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |         |       |
| 当期首残高                     | 349  | 1,057  | △584  | △0   | 822    | 0       | 823   |
| 連結会計年度中の変動額               |      |        |       |      |        |         |       |
| 資本金から資本剰余金への振替            | △249 | 249    |       |      | —      |         | —     |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減        |      | △0     |       |      | △0     |         | △0    |
| 欠損填補                      |      | △1,060 | 1,060 |      | —      |         | —     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)        |      |        | △698  |      | △698   |         | △698  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |      |        |       |      |        | △0      | △0    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △249 | △810   | 361   | —    | △698   | △0      | △699  |
| 当期末残高                     | 100  | 247    | △223  | △0   | 124    | —       | 124   |

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目                   | 金 額   |
|-----------|--------|-----------------------|-------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)                |       |
| 流動資産      | 918    | 流動負債                  | 781   |
| 現金及び預金    | 480    | 買掛金                   | 0     |
| 売掛金       | 173    | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 500   |
| 前払費用      | 16     | 未払金                   | 248   |
| 未収入金      | 241    | 未払費用                  | 1     |
| その他の      | 8      | 未払法人税等                | 1     |
| 貸倒引当金     | △0     | 前受金                   | 0     |
| 固定資産      | 436    | 預り金                   | 16    |
| 有形固定資産    | 2      | 賞与引当金                 | 10    |
| 建物        | 1      | 役員賞与引当金               | 0     |
| 工具器具備品    | 0      | 固定負債                  | 500   |
| 無形固定資産    | 4      | 関係会社長期借入金             | 500   |
| ソフトウェア    | 3      | 負債合計                  | 1,281 |
| その他の      | 1      | (純資産の部)               |       |
| 投資その他の資産  | 428    | 株主資本                  | 73    |
| 投資有価証券    | 415    | 資本金                   | 100   |
| 関係会社株式    | 34     | 資本剰余金                 | 258   |
| 関係会社長期貸付金 | 1,485  | 資本準備金                 | 258   |
| 敷金及び保証金   | 48     | 利益剰余金                 | △284  |
| 破産更生債権等   | 63     | その他利益剰余金              | △284  |
| 貸倒引当金     | △1,619 | 繰越利益剰余金               | △284  |
|           |        | 自己株式                  | △0    |
|           |        | 純資産合計                 | 73    |
| 資産合計      | 1,354  | 負債・純資産合計              | 1,354 |

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |       |
|-----------------------|-----|-------|
| 売 上 高                 |     | 1,381 |
| 売 上 原 価               |     | 226   |
| 売 上 総 利 益             |     | 1,155 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 1,383 |
| 営 業 損 失               |     | 227   |
| 営 業 外 収 益             |     |       |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 420 |       |
| 業 務 受 託 料             | 15  |       |
| そ の 他                 | 0   | 436   |
| 営 業 外 費 用             |     |       |
| 支 払 利 息               | 13  |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 190 |       |
| そ の 他                 | 1   | 204   |
| 経 常 利 益               |     | 3     |
| 特 別 利 益               |     |       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 12  | 12    |
| 特 別 損 失               |     |       |
| 減 損 損 失               | 33  |       |
| 子 会 社 株 式 売 却 損       | 3   |       |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 277 | 314   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |     | 298   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △13 | △13   |
| 当 期 純 損 失             |     | 284   |

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |                                 |                       |          | 純資産<br>合 計 |             |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|---------------------------------|-----------------------|----------|------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利 益 剰 余 金                       |                       | 自己<br>株式 |            | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | の 他 金                           |                       |          |            |             |
|                         |         |       |          |         | そ<br>の<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>金 |          |            |             |
| 当期首残高                   | 349     | 424   | 643      | 1,068   | △1,060                          | △0                    | 358      | 358        |             |
| 当期変動額                   |         |       |          |         |                                 |                       |          |            |             |
| 資本金から<br>その他資本剰余金への振替   | △249    |       | 249      | 249     |                                 |                       | —        | —          |             |
| 資本準備金から<br>その他資本剰余金への振替 |         | △166  | 166      | —       |                                 |                       | —        | —          |             |
| 欠損填補                    |         |       | △1,060   | △1,060  | 1,060                           |                       | —        | —          |             |
| 当期純損失 (△)               |         |       |          |         | △284                            |                       | △284     | △284       |             |
| 当期変動額合計                 | △249    | △166  | △643     | △810    | 775                             | —                     | △284     | △284       |             |
| 当期末残高                   | 100     | 258   | —        | 258     | △284                            | △0                    | 73       | 73         |             |

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 井 公 人 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I N E S T株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社E P A R Kライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの会社が保有する全株式及び債権を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡及び債権譲渡契約を締結し、2020年5月1日に譲渡した。また、2020年4月24日開催の取締役会において、広告ソリューション事業を終了することを決議し、2020年4月30日に事業を終了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、会社を完全親会社、株式会社アイ・ステーションを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社Patchの全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、会社が2018年12月26日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することを決議し、2020年5月15日に繰上償還した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 公 人 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I N E S T株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社E P A R Kライフスタイル及び株式会社E P A R Kモールの会社が保有する全株式及び債権を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡及び債権譲渡契約を締結し、2020年5月1日に譲渡した。また、2020年4月24日開催の取締役会において、広告ソリューション事業を終了することを決議し、2020年4月30日に事業を終了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、会社を完全親会社、株式会社アイ・ステーションを完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社Patchの全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年4月24日開催の取締役会において、会社が2018年12月26日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することを決議し、2020年5月15日に繰上償還した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

I N E S T株式会社 監査役会

|               |           |
|---------------|-----------|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 近 藤 武 雄 ㊟ |
| 監 査 役         | 守 屋 浩 二 ㊟ |
| 監査役 (社外監査役)   | 川 合 宏 一 ㊟ |
| 監査役 (社外監査役)   | 竹 中 由 重 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第2号議案に定める株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うにあたり、当社A種優先株式の発行を可能とするために、当社A種優先株式に関する定款規定を新設し、その他の文言の修正および追加等、所要の修正を行うとともに、株式交換に伴い当社の発行済株式の数が増加することに鑑み、将来の機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、当社の発行可能株式総数および普通株式に係る発行可能種類株式総数を増加するものであります。

なお、本定款変更の効力発生日は、2020年6月25日といたします。但し、発行可能株式総数および普通株式に係る発行可能種類株式総数の増加に係る変更の効力発生日は、本株式交換の効力が生じることを条件として、2020年8月1日(予定)といたします。

### 2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                 | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、137,049,600株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、137,049,600株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が114,339,600株、A種優先株式が22,710,000株とする。</u></p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>各種類株式の単元株式数は、い</u><br/><u>ずれも100株とする。</u></p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | 第2章の2 A種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (新設) | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第12条の2 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。</p>                                                                                                                  |
| (新設) | <p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 (1) A種優先残余財産分配金</p> <p>当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。</p> <p>(2) 参加条項</p> <p>当社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分</p> |

| 現行定款 | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (新設) | <p>(議決権)<br/>第12条の4 A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (新設) | <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)<br/>第12条の5 当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。<br/>2 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株式には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。<br/>3 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                        | 変更定款案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>3 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>                              |
| <p>第19条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                             | <p>第19条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則 第6条は、2020年6月25日開催の当会社定時株主総会において承認された株式交換契約に基づく株式交換の効力が生じることを条件に、2020年8月1日をもって、下記の通り変更する。なお、本附則は当該変更の効力発生後、これを削除する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、333,505,700株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が310,795,700株、A種優先株式が22,710,000株とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

## 第2号議案 株式交換契約承認の件

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2020年8月1日を効力発生日として、株式会社アイ・ステーション（以下「アイ・ステーション」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、アイ・ステーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することについて決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

### 1. 株式交換を行う理由

#### (1) 本株式交換の背景

当社グループは主に直販事業において一定の安定的な収益を確保してまいりましたが、携帯電話販売に代表されるような成熟した分野が主であり、将来的に市場が頭打ち又は縮小に転じることで、中長期的に収益や利益率が低下していく恐れがありました。当社グループが中長期的に業績を拡大していくためには、直販事業から得られる営業利益や営業キャッシュ・フローを次なる収益の柱となる事業に積極的に投下していくことが適切であると考え、2017年3月期より予約ソリューション事業、2019年3月期より広告ソリューション事業を開始いたしました。これらの新規の事業においては、競合他社に先駆けたソリューションサービスの開発・拡販に向け、先行投資的な費用が大きく発生するため、運転資金や自己資本の確保のために第三者割当増資にて資金調達を行い、更に積極的に資金を投下し、事業展開スピードを早めてまいりました。その結果、2018年3月期には営業損失325百万円、2019年3月期には営業損失438百万円、営業キャッシュ・フロー△527百万円を計上し、2020年3月期においては営業損失483百万円を計上しております。このような経営状況の中で、2019年10月の法改正の影響を受けて携帯電話の販売台数が大幅に減少し始めたことにより、直販事業における売上、営業キャッシュフローの減少が一気に加速し始めたことや、目下の市場環境のなかで新規事業の先行赤字が想定以上に続きそうであることから、適切な財務体質の確保及び収益性の改善に向けて事業方針を再検討してまいりました。その結果、具体的方策として、①システム事業における2社の子会社株式の譲渡、②広告ソリューション事業の終了③M&Aによる直販事業およびシステム事業の強化を実行することといたしました。

#### (2) 本株式交換の目的

本株式交換は、上述の具体的方策の③のうちに位置付けられるもので、営業利益・営業キャッシュ・フロー共に黒字基調である会社を株式交換によって取得することにより、当社として自己資本を拡充することができ、営業利益の黒字化を実現し、営業キャッシュ・フローをプラスに転換させることが狙えるものと考えております。より高い確実性をもって、より速やかに業績を改善できることで、当社の企業価値および

株主価値の向上に資するものと考えております。

## 2. 株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は以下の通りであります。

### 株式交換契約書(写)

I N E S T株式会社（東京都豊島区東池袋一丁目13番6号、以下「甲」という。）及び株式会社アイ・ステーション（東京都文京区小石川五丁目36番5号、以下「乙」という。）とは、次の通り株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）を甲に取得させることにつき合意する。

#### 第2条（株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2020年8月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

#### 第3条（株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、(i)その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に375を乗じた数の甲の普通株式を、(ii)その所有する乙のB種優先株式に代わり、その所有する乙のB種優先株式の合計数に375を乗じた数の甲のA種優先株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、(i)その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式375株の割合をもって甲の普通株式を割り当て、(ii)その所有する乙のB種優先株式1株につき、甲のA種優先株式375株の割合をもって甲のA種優先株式を割り当てる。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次の通りとする。

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 資本金   | 金0円                        |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額 |



(3) 利益準備金 金0円

第5条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、2020年6月25日に開催予定の定時株主総会において、乙は、2020年6月26日に開催予定の定時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のB種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、甲及び乙は、会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。
2. 本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、前項の株主総会（種類株主総会を含む。）の開催日を変更することができるものとする。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第7条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したとき、その他本契約の目的の達成が著しく困難となったときは、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第8条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲又は乙において第5条に定める株主総会（種類株主総会を含む。）の承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関して法令上要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2020年4月24日

甲：東京都豊島区東池袋一丁目13番6号  
I N E S T株式会社  
代表取締役 上村 陽介 ㊟

乙：東京都文京区小石川五丁目36番5号  
株式会社アイ・ステーション  
代表取締役 執行 健太郎 ㊟

### 3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 交換対価の相当性に関する事項

##### ①本株式交換に係る割当ての内容

|                       | 当社<br>(株式交換完全親会社) | アイ・ステーション<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------------|-------------------|--------------------------|
| 本株式交換に係る<br>普通株式の交換比率 | 1<br>(普通株式)       | 375<br>(普通株式)            |
| 本株式交換に係る<br>種類株式の交換比率 | 1<br>(A種優先株式)     | 375<br>(B種優先株式)          |

##### (注1) 株式の割当比率

アイ・ステーションの普通株式（以下「アイ・ステーション普通株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）375株を割当て交付します。また、アイ・ステーションのB種優先株式（以下「アイ・ステーションB種優先株式」といいます。）1株に対して、当社のA種優先株式（以下「当社A種優先株式」といいます。）375株を割当て交付します。

##### (注2) 本株式交換により割当て交付する株式の数

当社は、本株式交換により、アイ・ステーションの株主の皆様に対して当社普通株式712,500株および当社A種優先株式22,710,000株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する当社普通株式および当社A種優先株式（以下総称して「当社株式」といいます。）には、新株式の発行を行う予定です。

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるアイ・ステ

ーションの株主の皆様は、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求すること（1単元未満株式の売却）ができます。

## ②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (イ)割当ての内容の根拠および理由

上記1. 「株式交換を行う理由」に記載の通り、当社としては、営業利益・営業キャッシュ・フロー共に黒字基調である会社を株式交換によって取得することにより、当社として自己資本を拡充することができ、営業利益の黒字化の実現や営業キャッシュ・フローのプラスへの転換を図ることができると考えており、より高い確実性をもってより速やかに業績を改善できることが当社の企業価値および株主価値の向上に資するものと考え、本株式交換を実施することといたしました。前記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る普通株式の交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）および種類株式の交換比率（以下「種類株式交換比率」といい、普通株式交換比率と種類株式交換比率を併せて以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たっては、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

当社は、ブルータス・コンサルティングから提出を受けた株式交換比率の算定結果と、両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、当社の少数株主への配慮も踏まえ、慎重に協議・交渉を重ねた結果、2020年4月24日に開催された取締役会において、本株式交換比率は妥当なものであると判断し、前記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率により本株式交換を実施することを決議いたしました。

### (ロ)算定に関する事項

#### (i)算定機関の名称ならびに当社およびアイ・ステーションとの関係

当社の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、当社およびアイ・ステーションから独立した算定機関であり、当社およびアイ・ステーションの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (ii)算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、当社普通株式について、当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、アイ・ステーション普通株式については、アイ・ステーションの将来の収益獲得能力を価値に反映させる目的からDCF法を採用し、算定を行いました。なお、ブルータス・コンサルティングがDCF法による算定の前提としたアイ・ステーションの計画においては、営業利益について、2020年3月期の111百万円に対して2021年3月期は171百万円（54.10%増）と、2020年3月期から2021年3月期に

かけて大幅な増益を見込んでおります。

ブルータス・コンサルティングが各評価手法に基づき算出した普通株式交換比率（アイ・ステーション普通株式1株に対して交付する当社普通株式の数）は、以下の通りです。

| 採用手段  |           | 普通株式交換比率の算定結果 |
|-------|-----------|---------------|
| 当社    | アイ・ステーション |               |
| 市場株価法 | DCF法      | 301.4～553.5   |

また、ブルータス・コンサルティングは、当社A種優先株式について、残余財産分配請求権が優先し議決権が基本的にないことを除き普通株式と概ね同内容であることから、当社A種優先株式の株式価値は当社普通株式と等価であるものと取り扱い、また、アイ・ステーションB種優先株式について、当該株式の内容を検討し、アイ・ステーション普通株式と等価であるものと取り扱い、算定を行いました。

ブルータス・コンサルティングが上記取扱いを前提として算出した種類株式交換比率（アイ・ステーションB種優先株式1株に対して交付する当社A種優先株式の数）は、以下の通りです。

| 採用手段  |           | 種類株式交換比率の算定結果 |
|-------|-----------|---------------|
| 当社    | アイ・ステーション |               |
| 市場株価法 | DCF法      | 301.4～553.5   |

#### (ハ)公正性を担保するための措置

当社は、本株式交換の検討にあたって、当社のその他の関係会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）がアイ・ステーションの株式を保有しており、アイ・ステーションが光通信の持分法適用関連会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、上記(イ)「割当ての内容の根拠および理由」に記載の通り、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に交渉・協議を行った上で、上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを取締役会で決議いたしました。

なお、当社は第三者算定機関から本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

## (二)利益相反を回避するための措置

当社は、当社のその他の関係会社である光通信がアイ・ステーションの株式を保有しており、アイ・ステーションが光通信の持分法適用関連会社に該当することから、上記(ハ)「公正性を担保するための措置」に記載の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

### (i) 特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換を検討するに当たり、本株式交換の公正性、透明性および客観性を確保するために、当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である大宮 立氏（弁護士、レックス法律事務所）、鈴木 智也氏（弁護士、光和総合法律事務所）および荒井 寛氏（公認会計士、株式会社プロキューブジャパン）の3名によって構成される特別委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本委員会に対し、(ア)本株式交換の実施による法令違反の有無および程度、(イ)本株式交換実施の必要性、手段選択の合理性、対価の相当性、少数株主の不利益性及び手続きの適正性等の観点から、本案件を実施することが法律上・会計上の合理性を有するか否かについて諮問いたしました。

本委員会は、2020年3月12日以降2020年4月23日までに、合計7回の委員会（電話会議方式又はWeb会議方式によるものを含む。）を開催したほか、委員会内部でのメール等を利用し、随時、検討状況と検討課題等を委員間で共有、協議し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、ならびに本株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程について説明を受けており、また、プルータス・コンサルティングから本株式交換における本株式交換比率の評価に関する説明を受けております。かかる経緯の下、当社は、本委員会より、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、2020年4月23日付で、大要以下の内容の答申書を受領しております。

- (a) (株式交換の必要性) 当社が中長期に亘り安定的に業績を拡大していくために、新規事業への参入又は既存事業の強化等を図る必要がある中で、当社の収益基盤を強化する事業が必要であることから、本株式交換を行う必要性が認められる。
- (b) (手段選択の合理性) 当社とアイ・ステーションの法人格を維持したまま当社はアイ・ステーションを完全子会社化することができ、当社はアイ・ステーションから直接権利義務を承継しないため権利義務の承継に伴う対抗要件の具備の手続き等は不要であること、株式を対価とするため取得対価について資金調達を行う必要がないことから、株式交換の方法によりアイ・ステーションを完全子会社とすることには合理性が認められる。なお、株式交換は、株式交換の条件によっては当社の既存株主の持株比率が不当に低下する恐れがあるため、株式交換を行うに当たっては、アイ・ステーションに対する法務デューディリジェンスおよび財務デューディリジェンスを実施した上で、第三者の専門機関に交換比率等の算定を依頼する等し、適正かつ公正な

条件を定める必要があるが、本件では、いずれも実施されている。

- (c) (財務状況への影響) アイ・ステーションの純資産、キャッシュ・フローの状況及び事業計画に照らして、当社がアイ・ステーションを完全子会社とした場合、連結ベースで当社の財務体質の改善に寄与し、かつ、当社の損益及びキャッシュ・フローの改善にも寄与すると考えられる。また、本株式交換を実施した場合、アイ・ステーションにおいては、アイ・ステーションの株主構成が既存株主から当社に変更となるにすぎず、アイ・ステーションの財務状況への直接の影響はないものと考えられる。
- (d) (交換比率の合理性 (既存株主の不利益性の有無)) 当社は、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングが算定した当社の株式価値及びアイ・ステーションの株式価値の算定結果を参考として交換比率を決定しており、当該算定方法に関して算定過程における不備や不合理な点は見当たらず、交換比率に関しては合理的なものであると考えられる。本株式交換比率は、既存株主の不利益となるような交換比率にはなっていないものと考えられる。
- (e) (手続きの適法性・公平性について) (ア) 法務デューディリジェンスおよび財務デューディリジェンスを実施し、本株式交換を中止すべき重大な法務リスクの指摘やアイ・ステーションのバリュエーションに支障を来すような重大な事由の指摘はなされていない、(イ) 本株式交換の実施について、当社およびアイ・ステーションにおいて、法令に従った手続きの履践が予定されている、(ウ) 東京証券取引所の定める実質的存続性審査における実質的存続性の判断要素について検討した結果、本株式交換実行後も当社の実質的存続性は失われるわけではないと考えられる。
- (f) (諮問事項に対する答申内容) 以上より、(ア) 本株式交換を実施することについて、法令違反は見当たらず、また、(イ) 本株式交換実施の必要性、手段選択の合理性、対価の相当性、少数株主の不利益性および手続きの適正性等の観点から、本株式交換を実施することは、法律上・会計上不合理とは言えないものと考えられる。

- (ii) 利害関係を有しない取締役全員による承認および利害関係を有しない監査役による意見の取得

当社の取締役のうち、光通信の子会社の従業員を兼務している菊地央氏は、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反の恐れを回避する観点から、本株式交換に係る当社の取締役会への審議および決議に参加しておらず、また、当社の立場で本株式交換の協議および交渉に関与しておりません。2020年4月24日開催の当社の取締役会においては、菊地央氏を除く取締役全員（5名）が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本株式交換契約を締結することを決議しております。

また、当社の監査役のうち、光通信の従業員を兼務している守屋浩二氏は、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本株式交換について協議および交渉に参加しておらず、また、本株式交換に係る当社の取締役会への審議への参加および意見表明を行っておりません。当社の監査役4名のうち上記の守屋浩二氏を除く監査役全員

(3名)が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

③本株式交換により増加する当社の資本金および資本準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金および資本準備金の額については、以下の通りであります。かかる資本金および資本準備金の額は、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

- (i)増加する資本金の額 0円
- (ii)増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額
- (iii)増加する利益準備金の額 0円

(2) 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) アイ・ステーションに関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等

法令および当社定款第15条の規定により、当社ウェブサイト(<https://inest-inc.co.jp/>)に掲載しております。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

アイ・ステーションは、2019年10月1日付で株式会社メンバーズモバイルから、同社が運営するレンタルLEDに関する事業を吸収分割により承継しました。

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社の財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

①子会社の異動を伴う株式の取得

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、株式会社Patchの株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

②連結子会社の異動を伴う株式譲渡ならびに広告ソリューション事業の終了

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社EPARKライフスタイルおよび株式会社EPARKモールの当社が保有する全株式を譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年5月1日に譲渡いたしました。また、同日の取締役会において、広告ソリューション事業を終了することを決議し、2020年4

月30日に終了いたしました。

③第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、2018年12月26日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高の全額を繰上償還することを決議し、2020年5月15日に償還いたしました。



### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | しぎょう けんたろう<br>執行 健太郎<br>(1989年1月30日) | 2009年3月 株式会社ネットワークサービス 入社<br>2015年6月 同社 代表取締役<br>ひかりサポート株式会社 代表取締役<br>2015年7月 株式会社光通信へ転籍 MK事業部部长<br>2016年10月 株式会社アイ・ステーションへ転籍<br>MK事業部課長<br>2017年5月 同社 代表取締役(現任)<br>2018年7月 株式会社LightUpAll 代表取締役(現任)                                       | —                   |
| 2     | かたの りょうた<br>片野 良太<br>(1984年7月31日)    | 2007年4月 株式会社光通信 入社<br>2010年11月 当社へ転籍<br>2012年1月 株式会社光通信へ転籍 管理本部人材開発部<br>2014年12月 同社 管理本部財務部課長<br>2016年11月 当社 管理本部長<br>2017年6月 当社 取締役<br>2017年12月 当社 内部監査室長<br>2018年4月 当社 管理本部長(現任)<br>2020年3月 当社 常務取締役<br>2020年5月 当社 代表取締役常務(現任)           | —                   |
| 3     | さかもと こうじ<br>坂本 幸司<br>(1982年6月26日)    | 2006年5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) 入社<br>2014年12月 株式会社保険見直し本舗 取締役<br>2015年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング(現:株式会社NFCホールディングス) DM第2事業本部執行役員<br>2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員<br>2017年9月 株式会社Patch 取締役<br>2018年4月 同社 代表取締役(現任) | —                   |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | ひらた ひでゆき<br>平田英之<br>(1972年5月18日)     | 1996年10月 小山公認会計士事務所 入所<br>1997年10月 センチュリー監査法人(現 EY 新日本<br>有限責任監査法人) 入社<br>2001年7月 平田公認会計士事務所 代表(現任)<br>2003年12月 株式会社ハイ・シーズン 代表取締役<br>(現任)<br>2014年10月 株式会社アルデプロ 社外監査役<br>2015年1月 株式会社エフエルシー 社外監査役<br>2015年6月 当社 社外取締役(現任)<br>2016年6月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・<br>コンサルティング(現:株式会社NFC<br>ホールディングス) 社外監査役(現<br>任)<br>2016年10月 株式会社アルデプロ 社外取締役 監査<br>等委員(現任) | —                   |
| 5         | くらしま たかし<br>倉嶋喬<br>(1947年6月22日)      | 1971年4月 株式会社ダイエー 入社<br>1985年9月 ユニ・チャーム株式会社 入社<br>1998年1月 ビジョン株式会社 入社<br>1998年4月 同社 取締役<br>2008年4月 株式会社ビーエイ 顧問<br>2010年6月 日本企業開発支援株式会社 社外取締役<br>2013年11月 株式会社ビーエイ 常務執行役員<br>2015年3月 同社 常勤監査役<br>2016年6月 当社 社外取締役(現任)<br>2018年3月 株式会社ビーエイ 取締役<br>2019年3月 同社 常勤監査役(現任)                                                                                | —                   |
| 6         | たけなか よししげ<br>竹中由重<br>(1980年7月31日)    | 2010年12月 弁護士登録(63期)<br>馬車道法律事務所 入所(現任)<br>2016年6月 当社 社外監査役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                     | —                   |

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 執行健太郎氏、坂本幸司氏および竹中由重氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 平田英之氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平田英之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として企業会計等について専門的な見識を有しており、当社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
5. 倉嶋喬氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等の経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
6. 竹中由重氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験と専門知識を有しており、同氏の知見を当社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
7. 平田英之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。また倉嶋喬氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
8. 竹中由重氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
9. 倉嶋喬氏は、過去に当社の子会社である日本企業開発支援株式会社の社外取締役でありました。
10. 当社は、平田英之氏および倉嶋喬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第

423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は、次のとおりであります。

①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

11. 当社は、竹中由重氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏が社外取締役に選任された場合は、同氏との間で社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
12. 当社は、平田英之氏、倉嶋喬氏および竹中由重氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役近藤武雄氏および竹中由重氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役守屋浩二氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、当社の役員体制およびコーポレート・ガバナンスの実効性確保を考慮して、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | こんどう たけお<br>近藤武雄<br>(1944年2月27日) | 1962年3月 大蔵省 入省<br>1996年8月 旭信用金庫 入庫<br>2000年6月 同金庫 常勤理事・総務部長<br>2002年11月 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長<br>2004年10月 同金庫 常勤理事・監査部長<br>2005年10月 株式会社インテア・ホールディングス<br>社外監査役(現任)<br>2018年2月 当社 社外監査役(現任) | —                   |
| 2     | わだ たくじ<br>和田拓士<br>(1977年2月27日)   | 2006年4月 株式会社光通信 入社<br>2006年9月 同社 管理本部法務部<br>2013年4月 同社 管理本部法務部課長(現任)                                                                                                                  | —                   |

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 和田拓士氏は、新任の監査役候補者であります。  
 3. 近藤武雄氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 近藤武雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただけるものと判断したためであります。  
 5. 近藤武雄氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年4か月になります。  
 6. 当社は、近藤武雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約内容の概要は、次のとおりであります。  
 ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。  
 ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。  
 7. 当社は、近藤武雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、近藤武雄氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

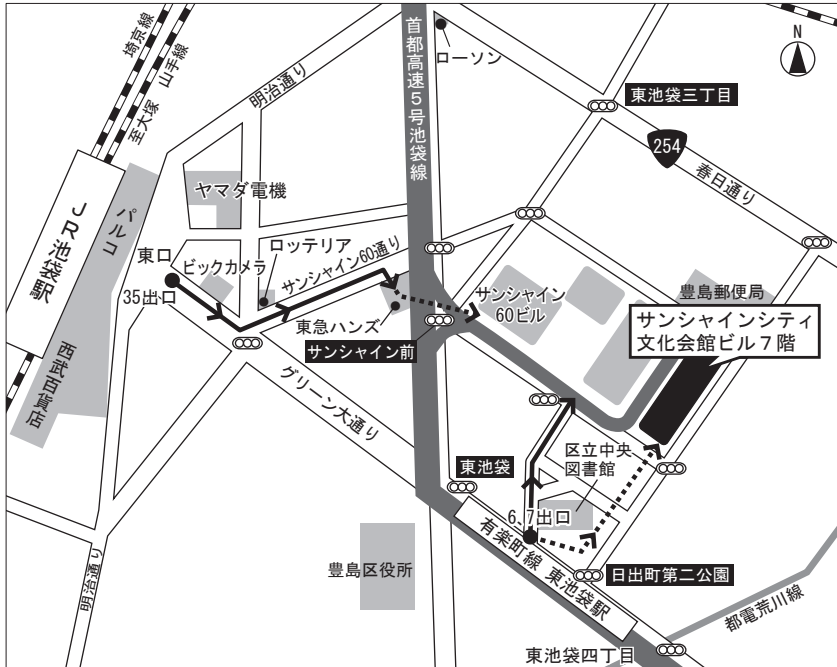






# 株主総会会場案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号  
サンシャインシティ 文化会館ビル7階  
7F会議室「701号室」  
TEL 03-6894-6240 (代表)



## [会場への交通機関]

J R線・池袋駅 東口 (35番出口) 徒歩15分  
東武東上線・西武池袋線・  
東京メトロ丸ノ内線・  
有楽町線・副都心線  
東京メトロ有楽町線 東池袋駅 6・7番出口 徒歩10分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。